## 文例(遺言の撤回と変更)

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を長男〇〇〇(生年月日)に相続させる。 【不動産の表示】

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預貯金を二男〇〇〇〇(生年月日)に相続させる。

## 【預貯金の表示】

平成〇〇年1月15日

## ①前の遺言を全部撤回する場合

遺言者は、平成○○年1月15日付けで作成した遺言を撤回する。

平成○○年5月15日

## ②前の遺言のうち、一部分だけ変更したい場合

遺言者は、平成〇〇年1月15日付けで作成した遺言の一部を、次のように変更する。なお、変更しない部分については、全て原遺言書記載のとおりとする。

「第 1 条中、『遺言者は、遺言者が所有する次の不動産を長男〇〇〇〇(生年月日)に相続させる。』を、『遺言者は、遺言者が所有する次の不動産を長女〇〇〇〇(生年月日)に相続させる。』に改める。」

平成○○年5月15日

一度遺言作成した後でも、遺言の撤回・変更は遺言者の自由な意思で行うことができます。 上記①は遺言の方式による取消で、新しい遺言で前の遺言の全部を撤回する方式です。上記② は新しい遺言で前の遺言の一部を撤回する方法です。変更箇所が多い場合は、前の遺言を全部 撤回して、新たに遺言書を作成する方がよいでしょう。

なお、自筆証書遺言で公正証書遺言を撤回することもできます。